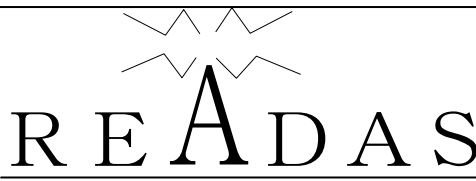


第 5268 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月15日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

相続人全員の同意が必要な小規模宅地特例

Q：小規模宅地の特例は、相続人全員の同意が必要とのことですが、同意がない場合はどうなりますか？

A：適用が受けられません。

【解説】

小規模宅地等の評価減を特例を適用するためには、特例対象宅地等のうち同特例の適用を受けるものの選択については、その特例対象宅地等を取得した全ての個人の同意を証する書類の提出が必要とされています。これは、相続税が、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の総額を計算し、その総額を基礎としてそれぞれ相続人等に係る相続税額として計算した金額により、課するものとされており、相続税の課税価格を確定するためには、同一の被相続人に係る全ての相続人等の課税価格が全ての相続人等との関係で同額で確定されなければならないこととあいまって、同一の被相続人に係る相続人等が特例対象宅地等のうち、それぞれ異なる部分を選択してこの特例の適用を受けようとして相続税の課税価格が確定できない結果となることのないよう、同一の被相続人から相続又は遺贈により特例対象宅地等を取得した者がある場合は、その取得した全ての者の選択についての同意を証する書類を相続税の申告書に添付して提出する旨規定したものと解されています。

したがって、同意を証する書類の添付がない場合には、小規模宅地等の評価減の特例が受けられないこととなります。

